

## (6) 心理教育相談センター

### ① 心理教育相談センター

#### ア 設置の趣旨（目的）及び組織

上越教育大学心理教育相談センター（以下「本センター」という。）は、心理臨床に関わる相談に対する社会的要請に応じるとともに、本学の大学院生等の心理臨床に関わる相談活動に関する知識、態度、技能等を習得させるための指導を行うことによって、心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的として設置されている。（平成12年12月の開所時の名称は「心理教育相談室」であり、令和2年4月に「心理教育相談センター」に名称変更。）

相談件数の増加等に伴い、平成19年2月に心理教育相談室の移転（人文低層棟261㎡から、新たに職員研修センター棟を改築し353㎡へ引越）を行った。さらに、平成22年3月には同施設にある職員研修センターを廃止して、施設の拡張整備（50㎡を増設し、延べ403㎡）が行われた。

また、財団法人日本臨床心理士資格認定協会からの相談の有料化についての意見を踏まえ、相談活動区分の再設定と区分毎の料金を定め、平成19年4月から運用している。なお、それ以前からの継続ケースに適用されていた経過措置は平成22年3月をもって終わり、平成22年4月から完全有料化になった。

本センターの活動方針は、i) 心理臨床に関わる相談に関すること、ii) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査・研究及びその成果の発表と刊行に関すること、iii) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関すること、iv) 大学院学校教育研究科学校教育専攻心理臨床研究コースの在籍学生に対する実習指導に関すること、v) 学校及び地域社会などへのコンサルテーションに関することの5項目を中心とした業務を円滑に進めることである。

本センターの組織は、センター長及びセンター相談員の合計7人で構成されている。なお、センター相談員は臨床心理士及び公認心理師の資格を有する心理臨床研究コースの担当教員をもって充てることとしている。ただし、センター相談員には、心理臨床研究コースに所属する者以外の者（学外者を含む。）で臨床心理士及び公認心理師の資格を有する者をセンター相談員とすることができるとしている。

#### イ 運営・活動の状況

令和6年度の運営・活動については、以下のとおり実施した。

##### i) 心理臨床に関わる相談に関すること

令和6年4月～令和7年3月までの本センターの利用状況は次のとおりである。まず、新規相談の受理件数は16件であった。相談延べ件数は406件であり、内訳については相談者が一人のみの相談である心理面接（個人）が最も多く、236件、相談者が複数の相談である心理面接（複数）が152件となっている。

令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による相談業務の停止はみられなかったものの、公認心理師資格取得のための学外実習が増加したため、年度後半においては、新規の相談受付を停止した。相談の延べ件数についても同様の理由により、令和4年度よりも相談件数は減少している。

新型コロナウイルス等感染対策としては、外部からの相談者の受け入れについては、入口に手指消毒用のアルコールを設置し、各面接室の換気を十分行い、アクリル板を設置して面接を行うなどして慎重に対応した。

このような状況で、本センターを兼任する教員は、各ケースの相談と、保健医療分野、教育分野、福祉分野、産業・労働分野、司法・犯罪分野の学外施設における臨床心理実習に参加している学生の指導、修士論文の研究指導も行っており、負担度は益々高くなっている。

ii) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査及びその成果の発表と刊行に関すること

令和7年3月に本センターの紀要（「上越教育大学心理教育相談研究」第24巻）を刊行し、センタースタッフを中心とした執筆者による4件の研究論文を掲載した。また、センターの概要、令和6年修士論文題目一覧及び論文概要を掲載した。本センターの紀要は、今後も本センターの研究成果を公表するとともに、臨床心理士の養成大学との研究交流や連携を深めることが期待される。

## ② 心理教育相談センター運営委員会

### ア 設置の趣旨（目的）及び組織

i) 組織設置の趣旨（目的）

心理教育相談センター運営委員会は、相談室の運営、臨床心理士及び公認心理師の資格取得に必要な実習及び本センターにおける研究成果の報告に関する事項等を審議する。

ii) 組織の構成及び構成員等

令和6年度心理教育相談センター運営委員会構成員は、センター長、センター相談員6人、保健管理センター所長、特別支援教育実践研究センター長の合計9人で構成されている。

また、同委員会の下に、相談研修生の研修認定の実施、臨床心理士の大学院指定申請及び相談センターに関する事項等について対応するため、心理教育相談センター運営専門部会が置かれ、毎月2回程度開催している。

なお、同部会の構成員については、センター長及びセンター相談員の合計7人で構成されている。

### イ 運営・活動の状況

i) 委員会等の開催状況

令和6年度においては、心理教育相談センター運営委員会を以下のとおり2回開催した。

- ・第1回 令和6年4月23日（火）～令和6年4月30日（火）書面審議
- ・第2回 令和6年7月25日（木）～令和6年7月29日（月）書面審議

ii) 審議された主な事項

- i) 本センターの運営
- ii) 令和5年度における組織の運営状況に関する自己点検・評価
- iii) 「臨床心理士」受験資格取得に関する大学院専攻コース指定継続申請

iii) 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

日本臨床心理士資格認定協会認定による第1種指定大学院及び公認心理師養成の実習施設として、心理臨床研究コース在籍の大学院生34人の臨床実習を行い、また地域の心理臨床に関わる専門機関として延べ430件の相談を受けてきた。

令和7年3月に1名の教員が退職したためこれらの業務は6人の教員スタッフと非常勤事務職員が担っているが、学生への指導者として活動する教員もこの6人であり、授業、研究活動、数々の公務を始め、地域への支援も行っており、業務が過剰となっている。

また、令和元年度より、本学大学院生及び学部生に対して、国家資格である公認心理師養成の新たな教育課程を開始した。今後、公認心理師養成に必要な不可欠な心理学基礎科目や福祉、産業

労働等の科目を担当する教員や、大学院生の臨床実習指導を担当する専任教員の配置が急務である。